

第17回宮城県屋外広告物審議会

議案書

議案第24号

屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて（P1～P2）

平成22年11月

宮城県屋外広告物審議会

屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて

[根拠条文：屋外広告物条例第2条第8号及び第9号]

屋外広告物に係る禁止地域の指定

屋外広告物条例(昭和 49 年宮城県条例第 16 号)第 2 条第 8 号及び第 9 号の規定に基づき、平成 5 年 9 月 28 日宮城県告示第 1045 号(「屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定」)「一 禁止地域」の「2 条例第 2 条第 8 号及び第 9 号の規定により指定する区間及び区域」に定める別表を下表下線部のとおり改正して、広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を新たに指定するもの。

記

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域
<u>一般国道 45 号</u> <u>(三陸縦貫自動車道)</u>	<u>気仙沼市唐桑町只越から</u> <u>気仙沼市唐桑町館まで</u>	本線の路肩から 500m 以内の区域で、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域を除く区域

【指定理由】

一般国道 45 号(三陸縦貫自動車道)の気仙沼市唐桑町只越から気仙沼市唐桑町館までの区間が新たに供用開始される予定であることから、当該路線及びそこから展望できる地域において良好な景観の維持及び形成を図る必要があるため。

【指定時期】

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 12 月 19 日上記区間が供用開始に併せて、速やかに指定する。(平成 22 年 12 月中旬を予定)